



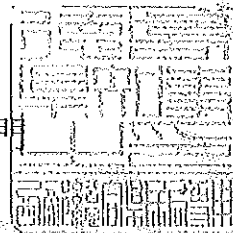
産業廃棄物処理施設設置許可証

住 所 徳島県阿波市阿波町五明141番地の1

氏 名 徳島リサイクル工業株式会社 代表取締役 美馬 高子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

徳島県知事 飯泉 嘉門



許可の年月日	平成26年6月26日	許可番号	244
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に基づく、同令第2条第2号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。）の破碎施設 木くず		
設置場所	徳島県美馬市脇町字西赤谷2351番地		
処理能力	23.2t/日（8時間）		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		